

贊助會員規程

一般財団法人 J A S P E C

(目的)

第1条 この規程は、一般財団法人JASPEC（以下「本財団」という。）の賛助会員及び賛助会費に関し、必要事項を定めることを目的とする。

(賛助会員)

第2条 賛助会員は、本財団の事業目的に賛同し、その遂行を支援するとともに、本財団が実施する調査研究等の成果を利用する便宜を受けるものとする。

2 賛助会員の種別は、次のとおりとする。

(1) 企業会員

(2) 団体会員

3 前項による企業、団体とは以下のとおりとする。

(1) 企業：会社法に規定されている以下の4法人

①株式会社（会社法改正前設立の有限会社を含む）

②合同会社

③合資会社

④合名会社

(2) 団体（※1）：

①「協会」「業界団体」「学会」等法人格を持たない任意団体

②NPO

③NPO法人、社会福祉法人、医療法人、非営利型一般社団法人・一般財団法人

（※1）各団体を構成する「社員」「会員」等個々の構成員については、その組織形態により「企業会員」として扱う。

(賛助会員の特典)

第3条 賛助会員は、本財団から以下の特典を得るものとする。

(1) 工学的・臨床的評価について、試験・評価手数料の会員割引（※2）。

（※2）製品試験・評価結果についての優遇はしない。

試験約款に規定する「初回依頼」の対象外とする。

割引率については加入口数を勘案して決定する（別表1参照）。

(2) 会員所属職員が受講する財団主催・運営講習会の受講料の割引（※3）。

（※3）割引率については加入口数を勘案して決定する（別表2参照）。

(3) 財団が実施する調査研究成果の利用。

(4) 財団ホームページでの会員紹介。

2 前項（2）を除き、各特典は、賛助会員組織単位で得るものであり、賛助会員に所属する「職員」「会員」「社員」等構成員は対象外とする。

(賛助会費)

第3条 賛助会費は、次のとおりとする。

(1) 企業会員：1口 年額 10万円 1口以上

(2) 団体会員：1口 年額 5万円 1口以上

2 賛助会費は、毎事業年度を単位として、一括納入するものとする。

3 賛助会員が退会した場合は、既納の賛助会費は返還しない。

(賛助会員の入会及び退会)

第4条 賛助会員は、本財団に入会申込書を提出し、賛助会費を納入することにより、入会するものとする。

2 賛助会員は、本財団に退会届を提出することにより、退会するものとする。

(その他)

第5条 本規程に定めるもののほか、必要な事項は代表理事が別に定める。

附 則

この規程は、平成令和5年8月1日から施行する。

(別表1)

賛助会員の製品試験・評価割引率

加入口数	割引率
1口	5%
2口～4口	8%
5口～8口	10%
9口	15%
10口～15口	18%
16口～19口	20%
20口～29口	25%
30口以上	30%

(別表2)

賛助会員の財団主催・運営講習会受講料割引率

加入口数	割引率
1口	2%
2口～4口	5%
5口～8口	8%
9口	10%
10口～15口	15%
16口～19口	12%
20口～29口	15%
30口以上	20%